

知っていますか？ アスベスト

安全な暮らしと、よりよい環境のために



私たちの身近に存在する「アスベスト」(石綿)という物質は、状況によっては人の健康に害をおよぼす原因となります。このパンフレットは、よりよい環境をつくり、安心して健康な生活を送っていただけるよう、アスベストに関する知識をわかりやすくお知らせするものです。



東京都

アスベストとは

アスベストは、石綿(せきめん、いしわた)とも呼ばれる天然の鉱物繊維です。代表的なものは白石綿(クリソタイル)、青石綿(クロシドライト)及び茶石綿(アモサイト)の3種類です。熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っており、建築材料など様々な工業製品に利用されてきました。



▲白石綿(クリソタイル)



▲青石綿(クロシドライト)



▲茶石綿(アモサイト)

(社)日本石綿協会提供

健康への影響は

アスベストの繊維は、目に見えないくらい細く、軽いため飛散しやすく、それらを吸入すると、肺がんや悪性中皮腫、アスベスト肺などの原因になります。現在、確認されているアスベストによる健康被害の多くは、作業現場などで飛散したアスベストの吸い込みによるものです。建材にアスベストを使用しているビル等の解体(改修)や吹付けアスベスト材の経年劣化などにより、アスベストの飛散が心配されています。

日本におけるアスベストの規制は

1890年代	アスベストの輸入開始
1960(昭和35)	じん肺法を制定(じん肺健診の義務付け)
1972(昭和47)	WHO(世界保健機関)がアスベストの発がん性を指摘
1974(昭和49)	アスベストの輸入ピーク(年間35万トン)
1975(昭和50)	アスベスト(含有率が5%を超えるもの)の吹付け作業の原則禁止
1989(平成元)	工場敷地境界におけるアスベストの大気濃度基準を設定
1995(平成7)	茶石綿(アモサイト)、青石綿(クロシドライト)の製造・輸入・使用等の全面禁止 アスベスト(含有率が1%を超えるもの)の吹付け作業禁止(保護具着用等の条件付きで可能)
2004(平成16)	白石綿(クリソタイル)を含む建材・摩擦材等の製造、輸入、使用等の禁止
2005(平成17)	建物の解体等の作業におけるアスベストの適切な措置を規定 アスベスト(含有率が1%を超えるもの)の吹付け作業禁止(保護具着用等の条件を削除)
2008(平成20)	全面禁止予定

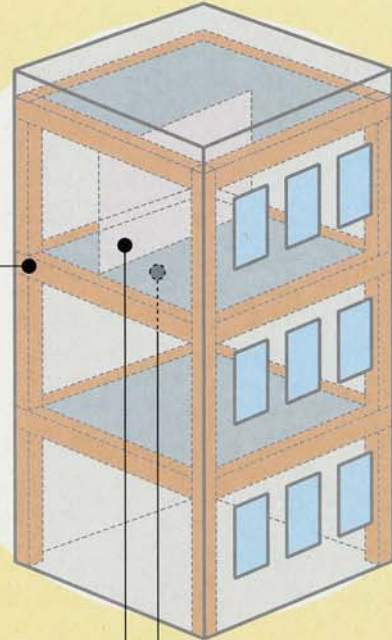
アスベストはどんなところに使われていたの？

建築物における 使用例

アスベストの約9割が、建築材料として耐火・断熱・防音等の用途に使用されていました。

鉄骨 吹付けアスベスト・耐火被覆板・アスベスト含有吹付けロックウール

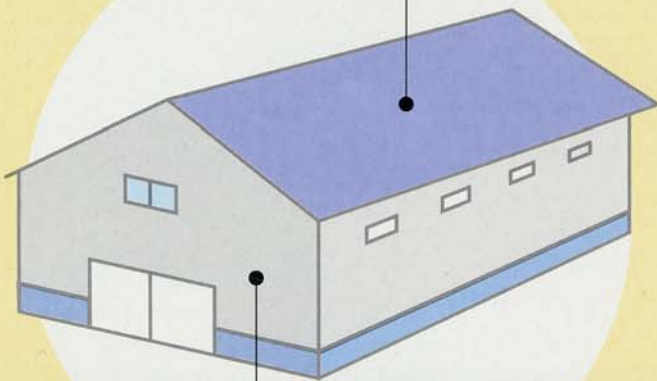
鉄骨造のビル



天井 けい酸カルシウム板・石綿セメント板・石綿スレート

倉庫・工場

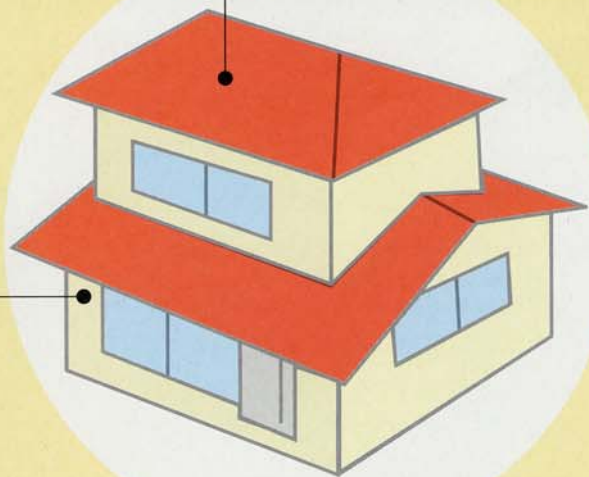
屋根 石綿セメント板・石綿スレート



外壁 石綿セメント板・石綿スレート

一般住宅

屋根 住宅屋根ふき用石綿スレート



外壁 石綿セメントサイディング

その他

自動車のブレーキ・クラッチなどの摩擦材、配管や機械等の断熱材・パッキン・シーリング材、さらには家電製品等にも使用されていました。

アスベストを吸い込んだ可能性がある場合には…

アスベストを取り扱う作業に従事したことがあるなど、アスベストを吸い込んだ可能性があり、現在、咳、胸痛、呼吸困難などの症状がある方や、その他特にご心配な方は、労災病院や、その他の専門医療機関（呼吸器科等）にご相談ください。

また、今、健康に支障がない場合でも、1年に1回は胸部レントゲン撮影等による健康診断を受けるようにしましょう。



アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められていますが、低濃度のアスベストを短期間吸入した場合の発がんの危険性については不明な点が多いとされています。

空气中濃度の基準としては、工場などの空気中のアスベスト繊維は、空気1リットル当たり150本以下、工場の敷地境界線における大気中のアスベスト繊維は、空気1リットル当たり10本以下と規定されています。

東京の大気中のアスベスト濃度は、空気1リットル当たり0.22本（環境モニタリング調査）となっています。私たちの生活する空気中のアスベスト濃度は、直ちに健康被害を及ぼすものではありません。

労働災害補償について…

業務上、アスベストを吸入し、それが原因でアスベストとの関連が認められる疾患にかかったり、亡なられた場合に、労働災害として認定を受ければ、労働災害補償保険の給付を受けられます。

詳しくは、東京労働局または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



アスベストが原因で起こる病気は？

アスベスト肺

肺線維症という病気の一つで、アスベストを長い間吸入すると、肺の組織が炎症を起こし、やがて固く、ひきつれたようになり、肺がうまく動かなくなります。

アスベストを10年以上吸い込んだアスベスト作業従事者に起こることが多く、潜伏期間は15~20年といわれています。初期の自覚症状は坂道や階段を昇るときの息切れが多く、咳や痰が続いたり、病状が進むと、胸や背中に痛みを感じたり、呼吸困難を起こしたりします。

悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜、腹部の臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍です。潜伏期間は20~50年（およそ40年に発症のピーク）といわれています。最初の症状は、胸膜の中皮腫では息切れや胸痛が多く、腹膜の中皮腫では腹部膨満感や腹痛等が多くみられます。

肺がん

肺の細胞に取り込まれたアスベスト繊維の物理的な刺激により、がんが発生するとされています。アスベストを吸入してから、肺がんの発症までは15~40年の潜伏期間があり、吸入した量が多いほど肺がんの発生は多くなります。また、喫煙により、発病する危険は大きくなります。

良性石綿胸膜炎

胸膜腔内（肺と胸壁内部をおおう2層の胸膜の間のすき間）に胸水が溜まります。半数近くは自覚症状がなく、症状がある場合は咳、呼吸困難の頻度が高いといわれています。

びまん性胸膜肥厚

アスベストによる胸膜炎が発症すると、それに引き続き胸膜が癒着して広範囲に硬くなり、肺がふくらみにくくなって、呼吸困難を起こします。胸部レントゲン写真上、胸膜の肥厚を認めるようになり、この状態をびまん性胸膜肥厚といいます。

どんなことに注意すれば よいのでしょうか？

飛び散りやすい状態は要注意

建物に吹付けアスベストがあるのですが…

ビルや倉庫などの建物で、耐火・断熱・防音などの目的でセメントなどとアスベストを混ぜて吹付けられているものがあります。この吹付けアスベストは、もろく傷つきやすいため、アスベストが飛散する可能性が高く危険です。

昭和50年以降、吹付けアスベストは原則禁止となり、アスベスト含有吹付けロックウールについても昭和55年に原則使用が中止されました。（一部工法の異なる同ロックウールは昭和63年頃まで残存）現在は、学校や都の公共施設をはじめ、民間の施設においても除去や封じ込め等の対策が進められています。



一般住宅に使われているアスベスト建材は大丈夫？

一般の住宅に使用されている可能性のあるアスベスト建材としては、石綿スレート※1や石綿セメントサイディング※2等がありますが、これらのアスベスト含有建材は、切断などの加工を行わない限り、アスベストが大気中に飛散することはほとんどありません。

また、平成16年10月以降、これらのアスベストを含有する建材の製造が禁止されており、現在、販売されている建材にアスベストが含まれている可能性は低いと考えられます。

※1 石綿スレート：屋根・内外装材に用いる石綿を含有する薄板

※2 石綿セメントサイディング：建物の外壁に使用する、耐水・耐候性に富む石綿を含有する板

近くでビルの解体工事が行われているのですが…

建築物の解体等を行う時に、アスベストが大気中に飛散することを防止するため、アスベストが使用されている建物の解体等を行う際には、事前に届出が必要となります。

アスベストの飛散防止対策や飛散状況の監視、石綿廃棄物の適切な処理等が法令等により義務付けられています。



(社)日本石綿協会提供

アスベストが使われている家庭用品は、今でも売られているの？

近年、家庭用品には、アスベストはほとんど使われなくなっています。従って、アスベストが使われている家庭用品は、現在、ほとんど販売されていません。

万一、アスベストが使われているような古い家庭用品が販売されていたとしても、それらに使われているアスベストの量は極めて少量です。また、多くの場合は樹脂などに練り込んであるので、粉碎などをしない限り、大量に飛散する可能性はほとんどありません。

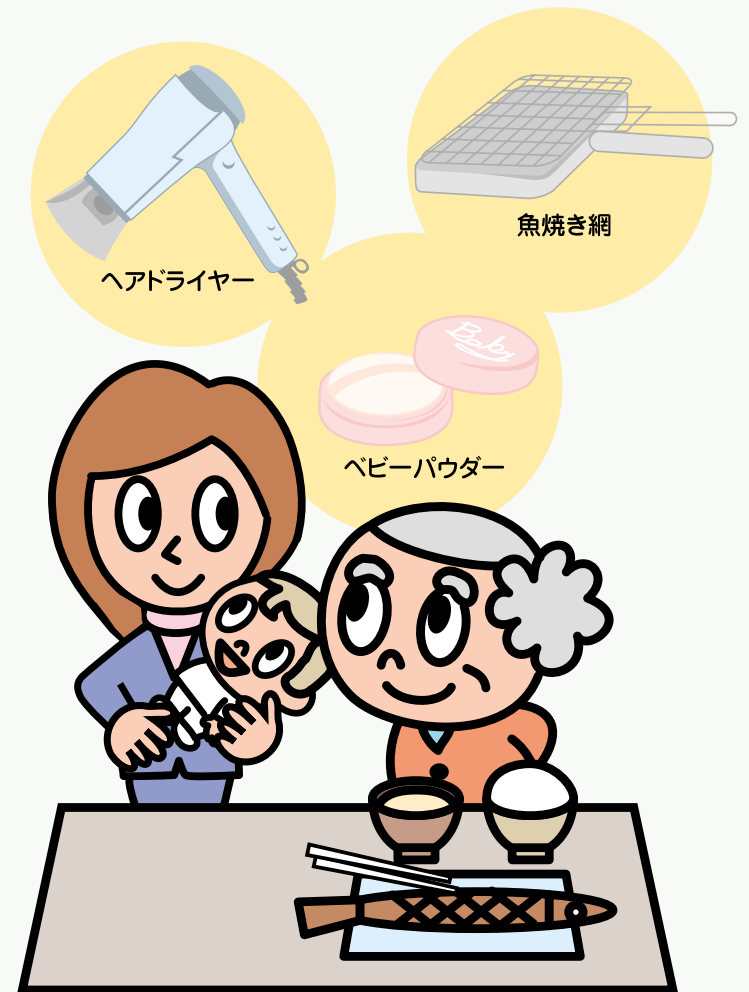
自宅にある家庭用品には、アスベストは使われているの？

昭和62年頃、ベビーパウダーの原料として使われているタルク（白色の鉱物）の不純物として、アスベストが検出されたという報道がありました。

しかし、同年11月、当時の厚生省が通知を出し、アスベストの混入を禁止したため、その後の製品にはアスベストは入っていません。

また、昭和62年頃までは、ヘアドライヤーやトースターなどの家電製品についても、ヒーターのまわりにアスベストが使われていたことがありましたが、その後の製品には、ほとんど使われていません。

なお、「石綿式」と呼ばれる魚焼き網がありましたが、名前とは異なり、少なくとも昭和60年以降は、アスベスト（石綿）は使われていません。



東京都のアスベスト対策

都民への対応

都民等からの相談窓口の充実

窓口対応マニュアル、各局窓口の充実

都民等への広報・情報提供の充実

アスベストQ&A(東京都環境局ホームページ)、都民向けパンフレット作成・配布

建築物対策

建築物解体時の対策強化

解体工事立入検査・周辺環境調査、各法令等手続き・指導の徹底、廃棄物の適正処理

民間建築物への対応

アスベスト使用状況調査、特定建築物の相談対応・指導・助言

建築物アスベスト点検の手引の作成

区市町村・民間建築物に活用

都有施設のフォロー調査と対応

自治体間の連携

公共施設調査・建築物解体時の飛散防止対策・住民相談対応への技術的支援

環境調査

一般環境中のアスベスト濃度測定

アスベスト関連問い合わせ一覧

●アスベストの大気中への飛散に関すること

ダイヤルイン

環境局 環境改善部 大気保全課

☎(03) 5388-3492

多摩環境事務所 環境改善課 大気係

☎(042) 523-0238

●室内環境に関する対策

福祉保健局 健康安全室 環境水道課

☎(03) 5320-4392

●アスベストの健康影響

最寄りの保健所

福祉保健局 健康安全室 環境保健課

☎(03) 5320-4494

●家庭用品に関すること

生活文化局 消費生活部 生活安全課

☎(03) 5388-3056

●労災に関すること

最寄りの労働基準監督署

東京労働局

☎(03) 3814-5319

平成17年9月発行

平成17年度
登録第44号

知っていますか? アスベスト

—安全な暮らしと、よりよい環境のために—

発行/東京都 生活文化局 消費生活部 生活安全課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

☎03-5388-3056 (ダイヤルイン)

印刷/商工印刷株式会社 本社

〒651-0094 神戸市中央区琴ノ緒町4-5-7

☎078-221-1113

R100

古紙配合率100%の再生紙を使用しています。